

Osaka University of Economics Working Paper Series
No. 2007-9

全部公正価値会計の適用可能性
—銀行業の金融商品の会計処理を中心として—

The Applicability of Full Fair Value Accounting:
Accounting for Financial Instruments in Banks

大阪経済大学 経営情報学部 草野 真樹
2008年3月31日

Masaki Kusano, Osaka University of Economics

本稿を作成するにあたり、京都大学制度派会計学ワークショップの参加者から有益なコメントを頂戴した。ここに記して深く感謝申し上げる次第である。もちろん、ありうべき誤謬等は筆者個人の責に帰するものである。また、本稿は、科学研究費補助金（若手研究 B 課題番号 19730315）による研究成果の一部である。

I はじめに

近年の米国の財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）における会計基準設定の動向を観察してみると、両審議会は、「公正価値を多くの状況で見込みのある測定基準と考えている」（Barth[2007b],p. 11）ように思われる。事実、FASB は、2006 年 9 月に財務会計基準書（SFAS）157『公正価値測定』を公表し、資産と負債を公正価値で測定するためのフレームワークを確立した。また、IASB は、2005 年 11 月にカナダの会計基準審議会（AcSB）と共同で討議資料『財務会計の測定基準—当初認識の測定』（IASB/AcSB[2005]）を、そして 2006 年 11 月に討議資料『公正価値測定』（IASB[2006b]）を公表し、公正価値測定について審議を進めている（IASB[2008a]）。

このように、「FASB（とIASB）は、公正価値測定に優先権を与える」（Benston *et al.*[2006],p. 172）方向に進んでいる。とりわけ、両審議会は、「すべての金融商品が公正価値で測定され、実現損益と未実現損益を発生期間に〔利益として〕認識されること」（IASB[2005],p. 5）を長期的な目標と定め、現在、金融商品に全部公正価値会計の導入を目指して審議を進めている（FASB[2008a]）。IASBは、その第一段階として、2008 年 3 月に討議資料『金融商品の報告における複雑性の縮小』（IASB[2008b]）を公表した¹。

改めて言うまでもなく、金融商品の全部公正価値会計は、最近言われたことではなく、以前から会計基準設定機関によって提案されてきた（IASB/CICA[1997]; JWGS[1999, 2000]）。それにもかかわらず、現行の金融商品会計は、事業活動を反映した保有目的別に測定属性を使い分ける処理方法を採用している（IAS39²; SFAS115; SFAS133）。このように、現在もなお混合属性会計が採用されている理由の 1 つとして、金融負債の公正価値測定に対する懸念が挙げられるであろう³。なかでも、「銀行の〔要求払〕預金負債の公正価値〔測定〕を巡ってかなりの論争がある」（Barth[2006],p. 277）と言われている。

そこで、本稿では、要求払預金（demand deposit）に代表される銀行のバンキング勘定（banking book）に焦点を当て、金融商品の全部公正価値会計の適用可能性について検討する。まず、銀行業界⁴における公正価値会計の動向とその見解について整理する。次に、バンキング勘定の項目を取り上げて、当該項目に公正価値会計を導入した場合、どのような課題が残されているのかについて考察する。よって、本稿がほとんどの資産と負債が金融商品である銀行業において全部公正価値会計を導入するには多くの問題点が残されており、全部公正価値会計を導入することが難しいことを明らかに出来れば幸甚である。

¹ FASB は、2008 年 3 月に IASB[2008b]と同じ表題の意見聴取『金融商品の報告における複雑性の縮小』（FASB[2008b]）を公表したが、IASB と共同で公表したものではない（ただし、付録に IASB[2008b]は添付されている）。FASB は、その理由として、現在、FASB がヘッジ会計について審議しており、2008 年半ばに公開草案を公表する予定としていること、さらに両審議会の間で公正価値の定義が全く同一ではないことを挙げている（FASB[2008b],pars. 8-12）。

² 国際会計基準書（IAS）39『金融商品：認識と測定』は、1998 年 12 月に公表されてから、数回に渡って（全般的または部分的に）改訂されてきた。本稿では、IAS39 のパラグラフを記載する場合、とくに断りがない限り、2007 年 12 月 31 日までの修正箇所を反映した基準書を用いる。

³ 例えば、金融「負債、とりわけ長期負債の公正価値測定は、現在、〔会計〕基準設定機関が直面している論争である」（Barth[2007a],p. 47）という指摘がある。

⁴ 本稿では、銀行を商業銀行に限定して論じている。

II 銀行業界における公正価値会計の動向とその反対理由

「銀行業界は、1990 年代初頭以降、金融商品の会計処理を巡って会計基準設定機関と議論を行ってきた」(Chisnall[2000],p. 146) が、「その主要な問題は、主要財務諸表において銀行がバンキング勘定上の資産と負債を公正価値で測定すべきか否かであった」(Chisnall[2000],p. 146). 本節では、銀行業界に焦点を当て、公正価値会計の動向を概観した後に、なぜ銀行業界が全部公正価値会計の導入に反対するに至ったのかについて明らかにする。

1 銀行業界における公正価値会計の動向

銀行（商業銀行）が保有する「金融商品は、[……] 2つの主要なポートフォリオまたは『勘定』に分けられる」(ECB[2004],p. 70). 1つは、「原則として、短期間の売買目的で保有される」(ECB[2004],p. 70) 金融商品であり、当該金融商品はトレーディング勘定（trading book）上で認識される。いま 1つは、「満期または長期間の投資目的で保有される意図がある〔金融〕商品」(ECB[2004],p. 70) であり、当該金融商品はバンキング勘定上で認識される。その際に、トレーディング勘定上の金融商品は、「市場価格で会計処理が行われ [……]、その結果として生じる損益は直接〔発生時の損益として〕認識される」(ECB[2004],p. 70) が、バンキング勘定上の金融商品は、歴史的「原価または『低価法』で会計処理される」(ECB[2004],p. 70)。

このように、銀行は、トレーディング活動とバンキング活動といった事業活動の違いに基づいて異なる測定ルールを適用する混合属性会計を採用してきた。ところが、1990 年代に入ると、金融商品の会計処理を巡る「議論は、金融商品が満期まで保有されるか否かにかかわらず、すべての金融商品が公正価値基準で示されるべきか否かに集中する」(Jackson and Lodge[2000],p. 106) ようになってきた。

米国では、1980 年代の貯蓄貸付組合（S & L）危機によって連邦貯蓄貸付保険公社の財政状況が悪化したので、「すべての資産と負債を、さらにすべてのオフ・バランスシート項目も定期的に市場価値で評価する」(White[1991],p. 290) 全部「市場価値会計が〔金融規制目的のために〕預金引受機関における財務会計情報の質を改善する手段として提案された」(U. S. Department of the Treasury[1991], p. XI-1). ところが、全部「市場価値会計が非必要、潜在的に有害、あるいは実行不可能である」(Morris and Sellon[1991],p. 14) ことを理由に、「銀行家 [……] は、包括的市場価値会計に対して多くの異議を唱えた」(Morris and Sellon[1991],p. 14)。

そこで、「活潑な流通市場を有する項目にのみ市場価値会計を要求する」(U. S. Department of the Treasury[1991], p. XI-31) 「部分市場価値会計」(Morris and Sellon[1991],p. 13) が代替案として提唱された。FASB は、1993 年 5 月に SFAS115『特定の負債証券と持分証券に関する投資の会計』、そして 1998 年 6 月に SFAS133『デリバティブとヘッジ活動の会計』を公表し、特定の有価証券やデリバティブを公正価値で測定する一方で、貸付金や預金、満期保有目的債券、そして未上場持分証券を依然として歴史的な原価（償却原価）で測定した (Jackson and Lodge[2000],p. 107)。

また、IASB の前身である国際会計基準委員会（IASC）は、1997 年 3 月にカナダ勅許会計士協会（CICA）と共同で討議資料『金融資産と金融負債の会計』（IASC/CICA[1997]）を公表し、「包括的公正価値〔会計〕システム」（chap. 5, par. 3.3）を提唱した。すなわち、IASC は、銀行を含む「すべての事業会社（business enterprise）」（IASC/CICA[1997], chap. 2, par. 1.1(a)）に対して、「当初認識〔とそれ〕以後、金融資産と金融負債を公正価値で測定すべき」（chap. 1, par. 5.5）であり、「金融資産と金融負債の公正価値の変動から生じるすべての損益は〔……〕発生時にただちに利益として認識すべきである」（IASC/CICA[1997], chap. 1, par. 5.6）と提案した。

ところが、IASC/CICA[1997]の提案に対して、大多数のコメンタレータ回答者が反対したために、「全部公正価値アプローチを要請する〔会計〕基準が考察される前により多くの作業が必要とされた」（IAS39, par. BC6）。そこで、IASC は、証券監督者国際機構（IOSCO）が要求したコア・スタンダードを完成させるために、暫定基準として 1998 年 12 月に国際会計基準（IAS）39『金融商品：認識と測定』を公表した。当該基準の会計処理は、米国の SFAS115 や SFAS133 と類似しており、「特定の〔金融〕資産と〔金融〕負債を保有する際に経営者の意図に基づいて異なる測定ルールが適用される混合〔属性〕モデル」（ECB[2004], p. 69）が採用された。

このように、金融商品の全部公正価値会計が提案されたが、混合属性会計が依然として採用され続けた。しかしながら、「FASB と IASC の双方は、そうした歴史的な原価モデルと市場価値モデルの混合モデルを暫定的解決策と捉えている」（Jackson and Lodge[2000], p. 107）以上、「混合属性〔会計〕モデルは公正価値〔会計〕モデルに代替されるべきである」

（Swieringa[1997], p. 26）と信じて、全部公正価値会計を目指して審議を進めた。FASB は、1999 年 12 月に予備的見解『金融商品および特定の関連する資産と負債の公正価値での報告』（FASB[1999]）を公表し、「公正価値測定の要請が〔……一部の金融商品を〕除き適用される」（FASB[1999], par. 12(c)）と提案した⁵。また、IASC は、会計基準設定機関の「ジョイント・ワーキング・グループ（JWGSS）に金融資産と金融負債に全部公正価値会計の使用を一層研究することを推奨した」（JWGSS[1999], par. 2.7）。JWGSS⁶は、2000 年 12 月に『金融商品と類似項目』（JWGSS[2000]）を公表し、原則すべての金融商品を公正価値で測定し、公正価値の変動額を発生時の利益として認識する「包括的公正価値〔会計〕モデル」（JWGSS[2000], par. 1.38(b)）を提案した（JWGSS[2000], pars. 69 and 136）。

以上のように、銀行の会計ルールとして「（トレーディング勘定上で）売買目的で保有される金融商品と（バンキング勘定上で）満期まで保有される意図がある金融商品を区別〔し

⁵ FASB は、「本審議会は、適時的な方法で、金融商品や金融商品のポートフォリオの公正価値を決定するときに関連する概念的かつ実務的な問題の解決に向けて、慎重に作業に取り組んでいるところである。〔……〕概念的な問題と測定問題が解決したときに、本審議会は、貸借対照表上ですべての金融商品が公正価値で測定されるべきだと信じている」（SFAS133, par. 334）と指摘し、「上記で指摘した〔公正価値測定の概念的〕問題を解決する次の段階」（FASB[1999], par. 7）として FASB[1999]を公表した。

⁶ JWGSS は、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、ニュージーランド、北欧 5 か国、英国、米国、そして IASC の会計基準設定機関または職業会計士団体の代表またはメンバーで構成され、「公正価値測定原則に基づく金融商品会計の包括的基準案を開発するために設置された」（JWGSS[2000], p. i）ワーキング・グループである（JWGSS[2000], p. ii）。

て測定]する」(ECB[2001],p. 1) 混合属性会計が採用されてきたが、1990年代に入ると、現行の会計ルールと異なる全部公正価値会計が提案された。ところが、そうした「トレーディング勘定とバンキング勘定における〔金融〕商品に〔公正価値測定を〕適用する全部公正価値会計の提案は、銀行業界や〔銀行〕監督〔・規制〕機関〔(中央銀行)〕によって懐疑的に受け入れられた」(ECB[2004],pp. 70-71)。それでは、何故、銀行業界は、全部公正価値会計に反対を表明したのであろうか。以下、項を改めて、当該理由について検討する。

2 銀行業界における全部公正価値会計の反対理由

JWGSSは、JWGSS[2000]の公表に先立ち、1999年8月に『金融商品：銀行に関連する問題』(JWGSS[1999])を発表し、銀行業界に対して金融商品の全部公正価値会計を提案した。当該提案を受けて、先進国の銀行協会の代表者から構成される銀行業界のジョイント・ワーキング・グループ⁷(JWGBA)は、1999年10月に『銀行における金融商品会計』(JWGBA[1999a])と『金融商品：銀行に関連する問題 JWGSS報告書へのコメント』(JWGBA[1999b])を公表した。本項では、以下、JWGBAの見解を手がかりとして、銀行業界が全部公正価値会計に反対した理由を明らかにする。

上述したように、銀行の事業活動は、短期的に金融商品を売買するトレーディング活動と、金融商品を比較的長期間または満期まで保有するバンキング活動から構成されるが、金融商品の「異なる保有期間は、異なる種類のリスクにさらされる」(ECB[2006],pp. 16-17)。つまり、トレーディング活動において、「市場リスクは〔……〕唯一の主要なリスクである」(JWGBA[1999a],par. 2.2.3)が、金融「商品が保有される期間が長期間に渡ると、債務不履行の確率の重大性が上昇するので、信用リスクにより感応する」(ECB[2006],p. 17)以上、バンキング活動において、「主要なリスクは、通常の市場リスクではなく、信用リスクである」(JWGBA[1999a],par. 2.2.5)と考えられる。

ここで、「銀行が短期間の〔市場〕利率や価格〔といった市場リスクの〕変動から損益を獲得〔することを期待〕し、〔そうした期待に基づいて〕短期間の目的で取引を実行する銀行のトレーディング活動」(JWGBA[1999a],par. 2.2.3)に関する限り、「公正価値は、〔財務諸表で〕認識するための最も目的適合的な測定基準である」(JWGBA[1999a],par. 2.2.3)と言えるであろう。

ところが、「金融商品がさらされているすべての種類のリスクを適切に取り込み、推定する市場の能力は、とりわけ信用リスク〔……〕に関して疑問視される」(ECB[2006],p. 24)。つまり、「信用リスクに関して、スプレッドを通じた金融市場による測定は、依然として不正確であり、取引相手の信用リスクに直接関連する要素以外のものによって影響される」(ECB[2006],p. 17)。

そこで、バンキング活動の主たるリスクが信用リスクである以上、「非トレーディング項目の貸借対照表上の価額は、短期的な〔市場〕価格の変動に基づくべきではない」(JWGBA[1999a],par. 2.3.3)。むしろ、「貸付金の歴史的原価に基づく財務情報は、もし

⁷ JWGBAとは、「米国、オーストラリア、カナダ、日本、そして欧州連合の銀行協会」(JWGBA[1999a],p. 2)が構成したワーキング・グループである。

借り手が債務不履行に陥れば銀行が喪失する金額となるので、利用者にとってより目的適合的である」(JWGBA[1999a],par. 2.2.5)と考えられる。つまり、「信用リスクは、〔貸付〕期間に渡って〔貸付金や預金などポートフォリオで〕管理される」(JWGBA[1999a],par. 2.2.5)ので、「歴史的原価測定は、内在的なポートフォリオ・リスクを管理するために必要とされるために最も適切な会計情報を提供し、その結果、経営者の業績を評価するための情報を報告する最も目的適合的な〔測定〕基準を提供する」(JWGBA[1999a],par. 2.2.6)わけである。

以上要するに、全部「公正価値会計は、信用リスクと、取引相手の質に影響を受けない〔……〕(金利リスク、為替リスクなどの)他の種類のリスクを区別しない」(ECB[2006],p. 24)ので、「全部公正価値〔会計〕システムは、〔……〕目的適合性規準に関して〔混合属性会計を採用する〕現行実務を改善しない」(JWGBA[1999a],par. 2.6)と考えられる⁸。

さらに、トレーディング活動とバンキング活動は異なるリスクにさらされているだけではなく、「銀行にとって、利益稼得過程がバンキング活動とトレーディング活動で異なっている」(JWGBA[1999a],par. 3.2.1)。トレーディング活動は、「短期的な市場価格の変動から利益を獲得する」(JWGBA[1999a],par. 3.2.6)ことを期待して金融商品の売買が行われるので、「公正価値の測定基準が実施された取引と経営者の業績をうまく表現する」(JWGBA[1999a],par. 3.2.6)ことができる。

これに対して、「最も単純なレベルで、バンキング〔活動〕は、〔おもに預金を通じて〕資金を調達し、これらの資金を〔顧客のニーズを満たした条件で貸付〕資産として投資することから構成される」(JWGBA[1999a],par. 3.2.2)。「ほとんどの商業銀行の貸借対照表は、顧客への貸付と顧客からの預金によって占められている」(JWGBA[1999a],par. 3.4.1)が、「多くの場合、銀行は、当該資産や負債を〔第三者に〕譲渡できない」⁹

(JWGBA[1999a],par. 3.2.4)。そこで、「長期的な基盤で形成する顧客との関係(customer relationship)」(JWGBA [1999a],par. 3.2.3)の下で、「収益は〔……〕日歩基準で利息の発生によって稼得〔することが期待〕される」(JWGBA[1999a],par. 3.2.2)。

ここで、もしバンキング勘定を公正価値で測定すれば、「理論的な市場利率の変動に従って、収益が稼得されず、損失が発生していないときに損益が認識される」(JWGBA[1999a],par. 3.2.5)ので、「バンキング勘定上の公正価値項目は利益〔稼得〕過程と結びつかない」(JWGBA[1999a],par. 3.5.2)。したがって、「銀行は、〔バンキング活

⁸ JWGBA[1999]は、公正価値測定の目的適合性が「多くの市場ベースの〔実証〕研究〔……〕によって支持されている」(par. 2.6)と指摘するが、JWGBA[1999b]は、実証研究の結果をサーベイして、かかる指摘に対して疑問を呈した(p. 4 and Appendix C)。なお、最近の公正価値会計の実証研究のサーベイについては、Landsman[2007]などを参照されたい。

⁹ 「証券化の技法やクレジット・デリバティブの発達にもかかわらず、顧客への貸付金は、一般に貸付の当初の契約条件を変更せずに満期まで保有されるケースが続いている」(JWGBA[1999a],par. 2.5.3)。

ところで、「証券化やクレジット・デリバティブの発展は、経営者が容易に貸付金の公正価値を実現できることを意味すると主張されてきた」(JWGBA[1999a],par. 2.5.2)が、「証券化は、めったに資産の売却と一致せず、証券化によって実現した価値は、公正価値と同額ではない」(JWGBA[1999a],par. 2.5.2)ことに注意しなければならない。売り手である「銀行は、潜在的な買い手が支払う金額以上に貸付金を評価するので、信用リスクの完全移転のための市場は存在しない」(Benston and Wall[2005],p. 30)のである。

動において〕取引期間に渡って〔貸付利息収入と預金利息支出の差額である〕マージンを稼得することを目指している」(JWGBA[1999a],par. 4.3.3) ので、「バンキング活動は、歴史的原価基準で最善に測定される」(JWGBA[1999a],par. 3.2.2) であろう。

以上要するに、「混合測定基準はバンキング勘定とトレーディング勘定の双方にとって銀行における利益〔稼得〕過程を忠実に表現する」(JWGBA[1999a],par. 3.5.1)。それに加えて、主要なバンキング勘定の項目である「貸付金と預金に対して、事実上市場が存在しない」(JWGBA[1999a],par. 3.3.6) ので、mark-to-model で公正価値を推定しなければならない。「そうした測定基準は、貸借対照表上で認識される金額を決定する際に、〔多くの仮定を必要とするので〕著しく主観的である」(JWGBA[1999a],par. 3.5.2) と言わざるをえない。その結果、「過度の主観的な判断は、測定基準として公正価値会計の信頼性を著しく傷つける」(JWGBA[1999a],par. 3.5.2) わけである。

以上のように、銀行の事業活動は、大きくトレーディング活動とバンキング活動に区分でき、そうした事業活動の違いに基づいて「バンキング勘定を原価で、トレーディング勘定を市価で報告する混合測定システム」(JWGBA[1999a],par. 6.1) は、目的適合性と信頼性の双方を満たしている。トレーディング活動は、市場価格の変動を期待して取引が行われ、「一〔会計〕期間の業績は公正価値の変動に基づいて行われる」(JWGBA[1999a],par. 4.3.2) が、「貸付金や預金といった商業〔銀行の〕バンキング取引は、市場金利の変動や顧客の信用リスクの変化から収益を獲得する目的で行われない」(JWGBA[1999a],par. 4.3.3) ので、「混合測定基準は、〔……〕財務諸表利用者によって適切に理解される」(JWGBA[1999a],par. 4.4) だけではなく、「収益稼得過程と事業に対する経営者のアプローチの双方を忠実に表現している」(JWGBA[1999a],par. 5.2.2)。

3 小括

本節では、以上、銀行業界における公正価値会計の動向を概観した上で、銀行業界が全部公正価値会計に反対した理由を明らかにした。銀行は、トレーディング勘定を公正価値、バンキング勘定を歴史的原価(または低価法)で測定する混合属性会計を採用してきたが、1990年代後半以降、IASC/CICA[1997]やJWGSS[1999, 2000]などによって、すべての金融商品を公正価値で測定する全部公正価値会計が提案された。このような従来の会計システムと大きく異なる全部公正価値会計に対して、多くの反対が表明され、とくに銀行業界や銀行監督・規制機関(中央銀行)は強く反対した。銀行業界が全部公正価値会計に反対した理由として、全部公正価値会計は、トレーディング活動とバンキング活動の違いによるリスクを区別せず、また双方の収益稼得過程の違いも忠実に表現できず、多くの主観的な判断を必要とするので、混合属性会計と比較して、目的適合性と信頼性が十分に確保できないことが挙げられた。

このように、全部公正価値会計は強く反対されたので、IASBは、会計基準設定機関が公正価値の適用範囲を決定するアプローチから、経営者に公正価値の適用範囲の選択を委ねるアプローチへと方向転換を行い、公正価値の適用範囲を拡張することを狙った。IASBは、2003年12月に『金融商品：認識と測定』(IAS39(revised 2003))、そして2005年6月にIAS39(revised 2003)を修正した『公正価値オプション』(IAS39(revised 2005))を公

表して、公正価値オプションを導入した¹⁰。

また、FASB は、IASB とのコンバージェンスの一環として、2007 年 2 月に SFAS159『金融資産と金融負債の公正価値オプション』を公表し、金融商品に公正価値オプションを容認した。ただし、FASB は、IASB とは異なり、公正価値オプションの適用を制限していない (SFAS159, pars. A20-A21)。したがって、銀行がバンキング勘定で保有する「貸付金や未拠出のローン・コミットメントは、FASB の公正価値オプションの下で、公正価値で測定される資格がある」(Tschirhart *et al.*[2007], p. 6) わけである。さらに、FASB は、現在、非金融資産や非金融負債、そして預金引受機関の要求払負債に公正価値オプションを導入する方向で検討を進めている (FASB[2007])。

以上のように、金融商品の全部公正価値会計の導入が反対されてきたにもかかわらず、依然として「公正価値をより広範に使用する方針は放棄されなかった」(ECB[2004], pp. 71-72)。そして、IASB と FASB は、2005 年 10 月の合同会議で金融商品に全部公正価値会計を導入することを長期的な目標と掲げ、現在、検討を進めているところである。IASB は、2008 年 3 月に討議資料 (IASB[2008b]) を公表し、混合属性会計に内在する問題点 (会計処理の複雑さ) を指摘した上で、そうした問題点の長期的な解決策として全部公正価値会計を提案している。

Ⅲ 金融商品の全部公正価値会計の適用可能性

上述したように、IASB と FASB は、金融商品に全部公正価値会計を導入することを長期的な目標として、審議を進めている。そのときに、銀行業界が公正価値測定の導入に強く反対したバンキング勘定に対して、公正価値会計の導入が検討されている。本節では、バンキング勘定の主要な項目である貸付金と要求払預金の公正価値測定に焦点を当て、金融商品の公正価値会計の適用可能性について検討する。

1 貸付金の公正価値測定

上述したように、銀行のバンキング活動は、顧客から預金として資金を調達して、当該資金を顧客に貸付金として融資することで、収益を稼得していると単純に整理できる。そのときに、要求払預金において、預金者は、自らの都合で預金の全額または一部をいつでも引き出すことができる。一方、貸付金において、借り手は、期限前でもあっても自らの都合で借入金を全額または一部を返済することができる。

ここで、上記のことをオプションの考え方をを用いて整理すると、要求払預金には、預金者が銀行に金銭の返済を要求できる権利 (プット・オプション) が組み込まれ、貸付金には、借り手が返済した金銭を銀行に受け取ることを要求できる権利 (コール・オプション)

¹⁰ IASB は、当初 IAS39(revised 2003)で「当初認識時にあらゆる金融商品を公正価値で測定し、[当該]損益を損益として認識する金融商品として覆さず指定することを事業体に容認する」(IAS39(revised 2003), par. BC73) 全部公正価値オプションを容認していたが、バーゼル委員会 (BIS) や欧州中央銀行 (ECB) などの銀行監督・規制機関 (中央銀行) の懸念を受けて、IAS39(revised 2005)において、「公正価値オプションの使用と濫用を制限した」(ECB[2006], p. 18)。その詳細については、高寺・草野[2007]を参照されたい。

が組み込まれていると言える。つまり、銀行の立場に立つと、銀行は、預金者にプット・オプションを売却し、貸付先にコール・オプションを売却しているので、いずれの場合もオプションの売り手 (writer) である。

通常、オプションの買い手 (holder) がイン・ザ・マネー (in the money) のときに必ずオプションを行使するという前提で、オプションは価格付けされている。ところが、「いくつかの種類のオプションは、[オプションの] 買い手がオプションを行使するか否かを決定するときに行使価格と関連したオプションの価値以外の要素によって影響されるという期待（このことは歴史的証拠や現在の市場出口価格によって裏付けされている）をもって発行される」(JWGSS[2000],par. 4.24)。そのような場合、オプションの「買い手の一定部分は、行使価格の観点から見たときに、『アウト・オブ・ザ・マネー』(out of the money) のときにオプションを行使したり、『イン・ザ・マネー』のときにオプションを行使しなかったりする」(JWGSS[2000],par. 4.24)。

ここで、貸付金について考察すると、「借り手 (borrower) が借入金を返済する（期限前返済する）オプションを行使する 1 つの理由は、より有利な金利で同等の期間の借入金を再発行（または借換）できるからである」(IASB[2006a],par. 32)。そこで、「もしそのことが唯一の考慮すべき事項であれば、借り手は、市場レートが契約レートを下回ったときに常にそのコール・オプションを行使し、市場レートが契約レートを下回らなければ、当該コール・オプションを決して行使しない」(IASB[2006a],par. 32) と考えられる。

ところが、金利以外にも「期限前返済するか否か〔すなわち当該オプションを行使するか否か〕に関して借り手の意思決定に影響を及ぼす多くの要素がある」(IASB[2006a],par. 33) ので、「借り手は、比較可能なレートが契約レートよりも高いときに返済する場合もあれば、比較可能なレートが契約レートよりも低いときに返済しない場合もある」(IASB[2006a],par. 35(b))。

そこで、貸付金を公正価値で測定する場合、期限前返済オプションの測定方法について検討しなければならない。当該オプションの測定方法として、オプションの買い手がイン・ザ・マネーのときに必ずコール・オプションを行使することだけを考慮する方法と、それ以外の場合（アウト・オブ・ザ・マネーのときに当該オプションを行使する、あるいはイン・ザ・マネーのときに当該オプションを行使しないこと）も考慮する方法という 2 つのアプローチが考えられる (IASB[2006a],par. 35)。現在、IASB と FASB は、「市場参加者がかかる貸付金を価格付けするときに含める〔金利以外の〕要素」(IASB[2006a],par. 35(b)) も考慮する後者の方向で検討を進めている (IASB[2006f],p. 2)。

さて、オプションの「買い手は、行使価格が売り手にとって不利益なときにのみオプションを行使すると期待されるので、多くのより伝統的な売建オプションは、売り手にとって常に負債である」(FASB[1999],par. 107)。ところが、金利以外の要素を考慮して期限前返済オプションを測定すれば、当該オプションの「売り手は、かかるオプションを資産として報告することになる」(JWGSS[2000],par. 4.25)。

しかしながら、期限前返済オプションの売り手が当該オプションを金融資産として認識・測定することに対して、従来から問題とされてきた。なぜならば、「貸付金の保有者は、借り手に対して期限前返済オプションを〔アウト・オブ・ザ・マネーのときに〕権利行使することや〔イン・ザ・マネーのときに権利行使を〕差し控えることを強制できない」

(IASB[2006c],par. 20) ので、売り手は、契約上の権利 (contractual right) を有していないと考えられるからである。換言すると、「期限前返済オプションは、貸付資産の保有者に債務を押しつけるので、売建オプションは負債にしかなりえない」(IASB[2006c],par. 20) のである。期限前返済オプションの売り手が便益を享受できるのは、「市場がオプションをその他の要素や状況と一緒に考えている」(FASB[1999],par. 147) からである。そこで、オプションの売り手に便益をもたらす要素を「顧客との関係による無形財 (customer relationship intangible)」(IASB[2006c],par. 16) と捉え、オプションの価格の中に当該無形財の価値が反映されていると考えるわけである。

したがって、貸付金を公正価値で測定する場合、「借り手が金利のみに基づいてかかるオプションを行使すると期待されるならば存在しない」(IASB[2006c],par. 14) 売建オプションの価格に織り込まれている顧客との関係による無形財の価値を、貸付金に含めて認識・測定するのか、あるいは貸付金から切り離して独立した項目(無形資産)として認識・測定するのかという会計単位 (unit of account) の問題について検討しなければならない。

顧客との関係による無形財の価値を貸付金に含めて、「期限前返済〔オプション付〕貸付金全体の公正価値を1つの数字として報告する」(IASB[2006c],par. 15) 方法は、「市場参加者があらゆる移転時に貸付金に対して設定する価格と首尾一貫する」(IASB[2006c],par. 15) 考え方である。一方、それを貸付金から切り離して無形資産として認識・測定する方法は、「市場参加者が〔貸付金に対して〕単一の価格を設定〔……する〕ために、市場の証拠に基づいていない」(IASB[2006c],par. 19) 考え方である。

IASBは、公正価値を「知識があり、意思ある当事者間で、独立した第三者間取引によって、資産が交換され、あるいは負債が決済される価格」(IAS32,par. 11; IAS39,par. 9) と定義する。また、FASBも公正価値を「測定日に市場参加者間の通常の取引において、資産を売却する際に受領する、または負債を移転する際に受領する価格」(SFAS157,par. 5) と定義する。ここで、米国のモーゲージ貸付金が期限前返済オプションも含めて市場で価格付けされていることを考慮すると、顧客との関係による無形財の価値を貸付金に含めて認識・測定する方法は、IASBとFASBの公正価値の定義と整合するであろう。IASBは、「ほとんどの貸付金の価値が回収可能額から生じ、残余の〔顧客との関係による無形財の〕価値を区別して〔無形資産として〕報告することは、財務諸表の利用者に有益にならない」(IASB[2006f],p. 2) ことから、「貸付金の保有者は貸付金の価値の一部を分けて報告すべきではないと暫定的に結論づけた」¹¹ (IASB[2006f],p. 2)。

このように、貸付金を公正価値で測定すれば、顧客との関係による無形財の価値も測定額に含まれるので、無形財の価値がストックの評価額に反映される。貸借対照表上で自己創設の無形資産が認識・測定されるわけではないが、貸付金を公正価値で測定すれば、利

¹¹ このような会計処理は、以前から提案されていた。例えば、JWGSS[2000]は、「貸付金契約に含まれている期限前返済オプションといった売建オプションを含む現存の金融商品の公正価値は、オプションの行使可能性に関する市場〔参加者〕の期待を考慮に入れて推定すべきである。〔……〕貸付金に組み込まれた期限前返済オプションの買い手によるアウト・オブ・ザ・マネーの〔ときに権利行使を行うという〕行動に対する期待の公正価値は、〔……〕発行者にとって金融資産というよりも無形資産として考えられる」(par. 4.28) と、顧客との関係による無形財の価値を金融商品の中に含めて認識・測定する方法を提案した。

益測定の見合点から見てみると、自己創設の無形資産を貸借対照表上で認識・測定して、それに見合った金額をその会計期間の利益として早期認識することと同様の効果が現れる。

以上のように、本項では、期限前返済オプションの測定に焦点を当て、貸付金の公正価値測定について検討した。当該オプションの測定方法として、金利以外の要素も考慮する測定方法を採用すれば、オプションの価格の中に顧客との関係による無形財の価値が含まれる。したがって、貸付金を公正価値で測定すれば、利益測定の見合点において、自己創設の無形資産を貸借対照表上で認識・測定して、それに見合った金額を利益として早期認識することと同様の効果が期待されるのである。

2 要求払預金の公正価値測定

バンキング勘定を構成するもう 1 つの主要な項目として、要求払預金がある。要求払預金関係は、要求払預金契約、預金引受機関の預金者への債務、要求払預金関係のその他の便益の 3 つから構成され (FASB[1999],par. 121), 「一般に、3 つの要素すべてが要求払預金関係の価格の要因となっている」 (FASB[1999],par. 122)。以下、本項では、要求払預金債務と要求払預金契約に焦点を当て、要求払預金の公正価値測定について検討する¹²。

まず、要求払預金債務について見てみると、「要求払預金の金利は、非常に低いからゼロである」 (FASB[1999],par. 127) が、要求払預金をポートフォリオで考えた場合、そうした低い金利や「通常の金利水準の変化にもかかわらず、これらの資金の大部分は、相当な期間、預金としてとどまることが期待される」 (IASB/CICA[1997],chap. 5, par. 7.9)。前項で述べたように、要求払預金には、預金者が銀行に金銭の返済を要求できる権利 (プット・オプション) が組み込まれており、預金者は当該オプションの買い手、銀行は当該オプションの売り手である。その際に、預金者が銀行に預け入れた金額、すなわち「要求払預金債務の市場入口価格は、預金者が金銭〔の返済〕を要求するオプションの行使価格」 (JWGSS[2000],par. 339(a)) と考えられる。

もし金利のみが考慮すべき事項であれば、要求払預金の金利が他の金利よりも低いことを踏まえると、オプションの公正価値は、その行使価格より低く推定されるであろう。ところが、「そうした〔要求払〕預金の大部分は、一定の期間、預金としてとどまることが観察される」 (IASB[2006e],par. 6) ので、預金者は、イン・ザ・マネーの状態にもかかわらず、即座にプット・オプションを行使していない。また、預金者が流動性や安全性など金利以外の要素も考慮して銀行に資金を預け入れることも踏まえると (IASB/CICA[1997],chap. 5, par. 7.14)、預金者は、金利以外の要素も考慮して当該オプションを行使すると考えられる。

以上のことから、要求払預金債務を測定する方法として、預金者が即座に金銭を引き出すことを仮定する「即時決済価値」 (IASB[2006e],par. 8(a)) と、そうではなく、一定の期間、預金としてとどまることが仮定する「キャッシュ・アウトフローの期待されるタイミ

¹² 要求払預金関係を構成するもう 1 つの要素である「要求払預金関係からのその他の便益の源泉とは、顧客リストの一部として顧客の名前や住所のレンタル、そして要求払預金契約で規定されたもの以外の財やサービスの販売からの増加的な正味キャッシュ・インフローである」 (FASB[1999],par. 131)。これは、要求払預金契約とともに、後述する顧客との将来の取引から生じる便益を構成する。本稿では、要求払預金関係のその他の便益については、検討の対象から除外する。

ングに基づく支払価値」(IASB[2006e],par. 8(b))という2つの方法が考えられる。現在、IASBとFASBは、後者の方法で要求払預金債務を測定することについて検討を進めている(IASB[2006f],p. 2)。当該方法で要求払預金債務を測定する場合、前項で検討した貸付金と同様に売建オプションの価格の中に顧客との関係による無形財の価値が反映される。したがって、利益測定の観点において、自己創設の無形資産を貸借対照表上で認識・測定し、それに見合った金額を利益として早期認識することと同様の効果が期待されるわけである。

次に、銀行と預金者という「当事者が事業を遂行する条件を規定する」(FASB[1999],par. 121(a))要求払預金契約について考えてみる。要求払「預金契約は、預金者に現金と交換で要求に応じて支払われる約束手形(promissory note payable on demand)を銀行から受け取れること(銀行の負債へのコール・オプション)を容認する」(IASB[2006d],par. 4)。その一方で、「多くの〔要求払〕預金契約は、銀行に預金の一部またはすべてを拒否できる権利を認めている」(IASB[2006d],par. 8)ので、銀行に預金を引き受ける義務を課しているわけではない。その限りにおいて、要求払預金契約は、金融商品と捉えられない。

ここで、銀行が預金の受け入れを拒否する権利について詳しく見てみると、「金銭が合法的な源泉、硬貨による預金、そして異常に多額な預金に由来するなど合理的な疑念がある状況のみ、〔上述の銀行の〕権利が強制される」(FASB[1999],par. 124)。それ以外の場合に「銀行が預金を拒否する」(FASB[1999],par. 124)ことは考えられないので、要求払「預金契約が一度締結されれば、銀行が預金を受け入れることが標準的な商慣習である」(IASB[2006d],par. 9)状況では、「推定上の債務(implied obligation)が存在するかもしれない」(IASB[2006d],par. 10)。その際に、「たとえ約定書が預金引受機関に預金を受け入れる義務を課さなくても、推定上の〔……〕債務が存在すれば、当該契約は、金融商品となるであろう」(FASB[1999],par. 125)。ところが、要求払預金契約において、「推定上の債務が実際に存在するか否かについて決定的な解答に到達することは難しい」(IASB[2006d],par. 11)。

以上の検討を踏まえると、現時点では、「銀行の〔要求払〕預金契約が金融商品の定義を満たすのか否か明らかではない」(IASB[2006f],p. 2)。しかしながら、「要求払預金契約が金融商品であろうとなかろうと、要求払預金契約が期待される将来の預金にかかる増加的な利益の形で預金引受機関に便益を提供する」(FASB[1999],par. 126)ことは確かである。つまり、一度、要求払預金契約が締結されれば、預金者が銀行に将来も資金を預け入れることが期待されるので、預金引受「機関は、無利息または低利息の当該現金を〔融資などに〕使用することで便益を受ける」(FASB[1999],par. 126)わけである。そうした「金融機関にとっての長期的な預金者との関係の価値は、一般に『コア預金無形財』(“core deposit intangible”)として知られている」(IASC/CICA[1997],chap. 5, par. 7.15)。事実、「預金者との〔長期的な〕関係は、しばしば関連する預金と一緒に売却されるので、のれんと区別して無形資産として認識する規準を満たす」(SFAS141(revised 2007),par. A42)として、買収によって購入したコア預金無形財は、無形資産として認識することが要請される¹³

¹³ 購入したコア預金無形財をのれんから区別して認識・測定する処理については、もともと FASB が 1983 年 2 月に公表した SFAS72『銀行または貯蓄機関の買収の会計』によって要請された会計処理であ

(IFRS3,par. 45; SFAS141(revised 2007),par. 12).

ここで、「要求払預金のポートフォリオが〔他の銀行に〕移転される価格には、一般に現在の預金残高だけではなく、預金関係のために発生すると期待される顧客との将来の取引から生じると期待される将来の便益も含まれる」(JWGSS[2000],par. 338). そこで、「公正価値測定の目的は、測定時点の〔……〕出口価格 (exit price) を決定することである」

(SFAS157,par. C26) と捉えると、かかる「公正価値の定義に基づけば、要求払負債の公正価値は、取引相手との決済よりも他の債務者 (市場参加者) への移転に基づくことになる」(IASB[2006e],par. 10). したがって、要求払預金の公正価値は、基本的に要求払預金債務とコア預金無形財の公正価値から構成されるのである¹⁴.

その際に、要求払「預金のポートフォリオが銀行間で取引されるとき、〔……要求払預金の〕観察される取引価格は、要求〔払預金の預入〕額よりも小さくなる」(Barth[2006],p. 278). なぜならば、要求払預金を公正価値で測定すれば、「事実上、コア預金無形財〔の価値〕を預金負債〔それ自体〕の公正価値に対して差し引く」(IASB/CICA[1997],chap. 5, par. 7.15) からである. その結果、要求払預金の「公正価値測定基準は、取引開始日に利得の認識をもたらす」(JWGBA[1999a],par. 3.4.11) であろう.

そして、要求払預金を公正価値で測定したときに、コア預金無形財の価値を要求払預金債務から差し引いて認識・測定するのか、あるいはコア預金無形財を要求払預金債務から切り離して独立した項目 (無形資産) として認識・測定するのかという会計単位の問題について検討しなければならない. 要求払預金関係を構成する要求払預金契約、要求払預金債務、そして要求払預金関係のその他の便益という「3 つ〔の要素〕は別々に売買されない」(FASB[1999],par. 122) ことを考慮するならば、コア預金無形財の価値を要求払預金債務から差し引いて認識・測定する方法は、公正価値の定義に合致する.

その一方で、上述したように、買収によって購入したコア預金無形財は、無形資産として貸借対照表上で認識・測定される. このことは、要求払預金債務とコア預金無形財が分離可能であることを意味する. したがって、要求払預金契約から期待されるコア預金無形財を要求払預金債務から切り離して無形資産として認識・測定する方法¹⁵は、購入したコア預金無形財の会計処理と整合する.

このように、要求払預金を公正価値で測定したときの会計単位の問題について、引き続き検討が必要とされる. 少なくとも要求払預金を公正価値で測定すれば、無形財の価値がストックの評価額に反映される. このことを利益測定の観点から見てみると、自己創設の

る (SFAS72,par. 4). SFAS72 によって容認されたコア預金無形財の資産性を巡って、Thornton[1989] と Harrison and Hollingsworth[1991]の論争がある. コア預金無形財の会計処理については、大塚[2006]を参照されたい.

¹⁴ 顧客との将来の取引から期待される便益として、「将来に預金されると見込まれる資金を将来に無利息や低金利で使用できる便益、顧客リストの貸し出し、預金契約で定められた以外の財貨・用役の販売から生じる増加的なキャッシュ・フロー」(JWGSS[2000],par. 338) があり、要求払預金契約以外に要求払預金関係からのその他の便益も含まれる.

¹⁵ IASB/AcSB[2005]は、要求払預金契約から期待される「そうした便益は、預金引受機関によって当初認識時に預金負債の公正価値の控除を考えられるべきでない無形財である〔……〕.むしろ、顧客との関係から期待される便益は、無形資産として独立して評価されるべきであり、そのように認識・測定が考えられるべきである」(par. 172) と指摘する.

無形資産を貸借対照表上で認識・測定して、それに見合った金額をその会計期間の利益として早期認識することと同様の効果が現れることは言えるであろう。

以上のように、本項では、要求払預金債務と要求払預金契約に焦点を当て、要求払預金の公正価値測定について検討した。要求払預金の公正価値を他の金融機関にそれを移転したときの価格と捉えると、「要求払預金のポートフォリオが交換される観察可能な市場価格は、通常、〔要求払〕預金〔債務〕それ自体の公正価値だけではなく、顧客との関係、すなわち預金者との将来の取引から獲得されると期待される便益の公正価値も含む」(IASB/AcSB[2005], par. 172)。そのときに、要求払預金債務に組み込まれている売建オプションの顧客との関係による無形財や要求払預金契約から期待されるコア預金無形財がストックの評価額に反映されるので、利益測定の観点から見てみると、自己創設の無形資産を公正価値で測定して、利益として早期認識したことと同様の効果が期待されるのである。

3 小括

本節では、以上のように、バンキング勘定の主要な項目を取り上げて、金融商品の全部公正価値会計について検討した。貸付金や要求払預金に公正価値会計を適用すれば、ストックの測定額の中に顧客との関係による無形財やコア預金無形財の価値が含まれるので、これを利益測定の観点から見てみると、自己創設の無形資産を貸借対照表上で認識・測定して、利益として早期認識したことと同様の効果が現れる。このように、バンキング勘定の項目の中に無形財の要素も含まれるので、金融商品の全部公正価値会計を検討する際に、金融商品だけではなく、無形資産の会計についても留意する必要がある¹⁶¹⁷。

とりわけ、バンキング勘定の項目に公正価値会計の導入を考える場合、コア預金無形財の取り扱いについて検討しなければならない¹⁸。例えば、JWGSS[2000]は、「金融商品の

¹⁶ 金利以外の要素に影響を受けるオプションは、貸付金のように金融商品に組み込まれている場合もあれば、クレジット・カード契約やローン・コミットメントのように、単独で存在する場合もある(クレジット・カード契約やローン・コミットメントは、いずれもプット・オプションと捉えることができる)。現在、クレジット・カード契約やローン・コミットメントは、基本的にオフ・バランス項目として取り扱われている。そこで、金融商品に関連してオプションが単独で存在する場合、顧客との関係による無形財の取り扱いについて、金融商品の認識・測定も含めて検討しなければならない。さらに、顧客との関係による無形財は、金融商品と関連する場合以外も考えられるので、当該無形財の取り扱いを巡って、無形資産の会計について幅広く検討する必要があるであろう。

¹⁷ 本節では、貸付金や要求払預金の公正価値測定について、信用リスクに関連する取り扱いについては論じていない。貸付金の場合、かかる問題は、貸付損失の会計処理として現れる。銀行業の貸付損失の会計処理については、Anagnostopoulos and Buckland[2005]やBenston and Wall[2005]などを参照されたい。一方、要求払預金の場合、上記の問題は、「負債のパラドックス」として現れる。当該問題については、すでに筆者なりに検討を行っている(草野[2007], 10-12頁)。

¹⁸ 金融機関と預金者間の長期的な関係から生じるコア預金無形財と同じように、金融機関と借り手間の長期的な関係から生じる「貸付無形財 (lending intangible)」(Nissim[2007], p. 42) も存在する。つまり、金融機関と借り手間で契約が締結されれば、借り手は将来も当該金融機関から融資を受ける可能性がある。金融機関は、将来の融資から収益を獲得することが期待される。その典型的な例として、クレジット・カード契約が挙げられる(クレジット・カードの保有者は、カードの有効期間が近づく、契約を更新するであろう)。本来であれば、貸付無形財についても検討しなければならないが、基本的な

公正価値は「……」市場出口価格の見積額である」(par. 71)と捉えるが、「市場出口価格の中に含まれる価値のうち、金融商品を構成する権利と義務に直接起因しない価値は、金融商品の公正価値の算定に反映すべきでない」(par. 92)として、コア預金無形財を要求払預金の公正価値の算定に反映しないことを提案した(pars. 338-339)。「コア預金無形財は、金融商品ではなく、独立した無形資産である」(SFAS107, par. 12)ことから、金融商品の公正価値会計の対象から除外された(JWGSS[2000], par. 4.20)。IASBやFASBの現行のGAAPにおいて、要求払預金の公正価値の測定額の中に、コア預金無形財の価値は含まれていない¹⁹ (IAS39, par. 49; SFAS107, par. 12)。

ところが、「固定金利の貸付金の公正価値は、コア預金無形財の公正価値と反対方向に関連する」(Nissim[2007], p. 42)ので、「コア預金無形財の価値を認識せず貸付金を公正価値で測定することは、利益や簿価に人工的なボラティリティやバイアスを引き起こす」(Nissim[2007], p. 42)であろう。銀行は、貸付金と要求払預金を一緒に使用してバンキング活動を行っているので、コア預金無形財を含めずに要求払預金を公正価値で測定したときに、「公正価値「……」が(コア預金を獲得し、融資を行う[というバンキング活動の])事業の経済状況を本当に把握できるのか否か」(Penman[2007], p. 33)明らかではない。

近年、IASBとFASBは、意思決定有用性の観点から、損益計算書(フロー情報)よりも貸借対照表(ストック情報)を重視して、公正価値測定の適用範囲を拡張している。「公正価値会計は、しばしば[歴史的原価会計(または混合属性会計)が重視してきた]損益計算書上の収益と費用の対応に必要とされる『無数のルール』を回避する方策として促進される」(Penman[2007], p. 40)。ところが、本稿で検討してきたバンキング活動のように貸付金と要求払預金が一体となって使用される場合、「付加価値を捕捉するために、……」一緒に価値を生み出すすべての資産と負債の公正価値を対応する」(Penman[2007], p. 40)必要がある。その限りにおいて、もしバンキング勘定の項目を公正価値で測定するのであれば、コア預金無形財の価値も含めて要求払預金を公正価値で測定する方が適切であろう。

しかしながら、要求払預金の公正価値は、mark-to-marketではなく、mark-to-modelで推定しなければならず、とりわけコア預金無形財の公正価値を推定するときに多くの要素を考慮しなければならない(Nissim[2007], pp. 55-56)。その際に、「銀行に自己創設の無形財の推定公正価値を認識することを容認することは、財務報告に重大な[推定]誤差や[潜在的な]バイアスをもたらすかもしれない」(Nissim[2007], p. 5)。さらに、現行の公正価値の定義では、不完全・不完備市場において、公正価値と使用価値(value-in-use)の間に差が生じるので(IASB/AcSB[2005]; IASB[2006b]; SFAS157)、貸付金や要求払預金などのバンキング勘定の項目を公正価値で測定しても、銀行自らが期待する自己創設の無形財の価値は、そのストックの評価額に反映されない²⁰。このように、コア預金無形財

論点はコア預金無形財の議論に集約されるので、本稿では、貸付無形財について論じていない。

¹⁹ IASB[2008b]は、IASBとFASBの両「審議会は、金融商品の[会計]基準の対象からクレジット・カード契約、ローン・コミットメント、要求払預金契約、そして類似の金融商品を除外することを決定するかもしれない」(IASB[2008b], par. B16)と指摘する。

²⁰ ただし、mark-to-modelで公正価値を推定しなければならない場合、企業実体特殊的な要素が測定額の中に反映される可能性もあるので、公正価値と使用価値の区別は難しくなるであろう。そうした場合、銀行自らが期待する自己創設の無形財の価値がストックの評価額に反映される可能性は否定できない。

を公正価値で測定することに対して、解決すべき概念的な問題が残されている。

以上のように、コア預金無形財がバンキング活動の大きな利益の源泉である以上、もしバンキング勘定の項目を公正価値で測定するのであれば、コア預金無形財を考慮した方が適切である。ところが、コア預金無形財の公正価値を推定するときに推定誤差や潜在的なバイアスが介入することを考慮すると、バンキング勘定の項目に公正価値会計を導入することは極めて難しい。むしろ、バンキング活動の項目を歴史的原価で測定して、貸付利息と預金利息の対応を通じて、ストックではなくフローの観点から、顧客との関係から期待される便益を把握した方が適切なのかもしれない²¹。

IV おわりに

本稿では、以上、バンキング勘定の項目に焦点を当て、金融商品の全部公正価値会計の適用可能性について検討した。まず、銀行（商業銀行）に焦点を当て、公正価値会計の動向を概観して、なぜ銀行業界が全部公正価値会計の導入に反対したのかについて整理した。1990年代以降、IASB/CICA[1997]やJWGSS[1999, 2000]などで金融商品の全部公正価値会計が提案されたが、銀行業界や銀行監督・規制機関（中央銀行）は、当該提案に強く反対した。全部公正価値会計では、トレーディング活動とバンキング活動のリスクの違いが区別されず、両者の収益稼得活動の違いも忠実に反映されず、そして多くの主観的な判断が必要とされるので、混合属性会計と比較して目的適合性と信頼性に欠けることから、銀行業界は、全部公正価値会計に強く反対を表明した。

次に、バンキング勘定の項目の中から貸付金と要求払預金を取り上げて、金融商品の公正価値会計の適用可能性について検討した。貸付金と要求払預金に公正価値会計を適用すれば、ストックの評価額の中に顧客との関係による無形財やコア預金無形財の価値が含まれるので、利益測定の観点から見てみると、自己創設の無形資産を貸借対照表上で認識・測定して、利益として早期認識したことと同様の効果が現れる。かかる無形財の取り扱いを巡って、金融商品の全部公正価値会計には検討すべき概念的な課題が残されている。

以上のように、ほとんどの資産と負債が金融商品である銀行業でさえ、現在のところ、金融商品の全部公正価値会計の導入は難しいように思われる。ただし、本稿では、バンキング勘定の項目（貸付金や要求払預金）に焦点を当て、金融商品の全部公正価値会計の適用可能性について検討してきたので、他の金融商品やその類似項目など対象を拡げて検討する必要がある。例えば、IASBは、2007年5月に討議資料『保険契約に関する予備的見解』（IASB[2007]）を公表し、保険負債を「現在出口価格（current exit value）」

（IASB[2007], par. 93）で測定することを提案した。IASB[2007]は、将来キャッシュ・フローを推定する際に、保険契約から期待される顧客との関係による無形財をどのように取り扱うのかについて4つのアプローチを提示した（pars. 121-160）。顧客との関係から期

²¹ Dichev[2007]は、IASBとFASBが収益と費用の対応を排除し、公正価値を重視する貸借対照表モデル（balance sheet-based model）を推進することに対して、事業活動と財務活動を区別した上で、事業活動に対して収益と費用の対応概念を重視する代替的なモデルを提案している。銀行のバンキング活動を事業活動と捉えれば、Dichev[2007]の代替的モデルは、銀行業（商業銀行）にも適用できるであろう。

待される無形財やコア預金無形財の取り扱いは他の領域の会計処理と密接に関連し、全部公正価値会計について考える上で検討すべき重要な課題と言えるであろう。

参考文献

- Anagnostopoulos, Y. and R. Buckland[2005], “Historical Cost Versus Fair Value Accounting in Banking: Implications for Supervision, Provision, Financial Reporting and Market Discipline,” *Journal of Banking Regulation*, Vol. 6, No. 2, pp. 109-127.
- Barth, M. E.[2006], “Including Estimates of the Future in Today’s Financial Statements,” *Accounting Horizons*, Vol. 20, No. 3, pp. 271-285.
- Barth, M. E.[2007a], *Research, Standard Setting, and Global Financial Reporting*, now Publishers Inc.
- Barth, M. E.[2007b], “Standard-Setting Measurement Issues and the Relevance of Research,” *Accounting and Business Research*, Vol. 37, Special Issues: International Accounting Policy Forum, pp. 7-15.
- Benston, G. J. and L. D. Wall[2005], “How Should Banks Account for Loan Losses?,” *Economic Review*, Federal Reserve Bank of Atlanta, Vol. 90, No. 4, pp. 19-38.
- Benston, G. J., M. Bromwich and A. Wagenhofer[2006], “Principles-Versus Rules-Based Accounting Standard: The FASB’s Standard Setting Strategy,” *ABACUS*, Vol. 42, No. 2, pp. 165-188.
- Chisnall, P.[2000], “Fair Value Accounting – An Industry View,” *Financial Stability Review*, Bank of England, Issue No. 9, pp. 146-153.
- Dichev, I. D.[2007], On Occasional Paper Series, *On the Balance Sheet-Based Model of Financial Reporting*, Center for Excellence in Accounting and Security Analysis (CEASA).
- ECB[2001], *Fair Value Accounting in the Banking Sector*, ECB.
- ECB[2004], “The Impact of Fair Value Accounting on the European Banking Sector – A Financial Stability Perspective,” *Monthly Bulletin*, February, pp. 69-81.
- ECB[2006], *Assessment of Accounting Standards from a Financial Stability Perspective*, ECB.
- FASB[1999], Preliminary Views, *on Major Issues Related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value*, FASB.
- FASB[2007], Project Updates, *Fair Value Option*, Last Updated: October 22, FASB.
- FASB[2008a], Project Updates, *Financial Instruments*, Last Updated: March 10, FASB.
- FASB[2008b], Invitation to Comment, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, FASB.
- Harrison, W. T. Jr. and D. P. Hollingsworth[1991], “The Core Deposit Intangible Asset,” *Accounting Horizons*, Vol. 5, No. 3, pp. 38-49.
- IASB[2005], Board Decisions on International Financial Reporting Standards, *IASB Update*, October, IASB.
- IASB[2006a], Information for Observer, *Financial Instruments – Due Process Document(DPD), Recognition and Measurement(Agenda Paper 5C)*, 16 November, IASB.
- IASB[2006b], Discussion Paper, *Fair Value Measurements, Part 1: Invitation to Comment and Relevant IFRS Guidance*, IASB.
- IASB[2006c], Information for Observer, *Financial Instruments – Due Process Document(DPD), Recognition and Measurement(Agenda Paper 12A)*, 13 December, IASB.
- IASB[2006d], Information for Observer, *Financial Instruments – Due Process Document(DPD), Recognition and Measurement(Agenda Paper 12B)*, 13 December, IASB.
- IASB[2006e], Information for Observer, *Financial Instruments – Due Process Document(DPD), Recognition and Measurement(Agenda Paper 12c)*, 13 December, IASB.

- IASB[2006f], Board Decisions on International Financial Reporting Standards, *IASB Update*, December, IASB.
- IASB[2007], Discussion Paper, *Preliminary Views on Insurance Contracts, Part 1: Invitation to Comment and Main Text*, IASB.
- IASB[2008a], Project Updates, *Fair Value Measurements*, Latest Revision: March, IASB.
- IASB[2008b], Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, IASB.
- IASB/AcSB[2005], Discussion Paper, *Measurement Bases for Financial Accounting: Measurement on Initial Recognition*, IASB.
- IASB/CICA[1997], Discussion Paper, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, IASC. (国際会計基準委員会[1997]『金融資産及び金融負債の会計処理』日本公認会計士協会.)
- Jackson, D. and D. Lodge[2000], “Fair Value Accounting, Capital Standards, Expected Loss Provisioning, and Financial Stability,” *Financial Stability Review*, Bank of England, Issue No. 8, pp. 105-125.
- JWGBA[1999a], *Accounting for Financial Instruments for Banks*, Americans Bankers Association.
- JWGBA[1999b], *Financial Instruments – Issues Relating to Banks: Comments on the JWGSS Paper*, Americans Bankers Association.
- JWGSS[1999], *Financial Instruments – Issues Relating to Banks*, IASC.
- JWGSS[2000], An Invitation to Comment on the JWG’s Draft Standard, *Financial Instruments and Similar Items*, JICPA. (日本公認会計士協会訳[2001]『金融商品及び類似項目』日本公認会計士協会.)
- 草野真樹[2007]「公正価値会計の動向とその論点—金融商品の会計処理を中心として—」, Osaka University of Economics Working Paper Series No. 2007-6.
- Landsman, W. R.[2007], “Is Fair Value Accounting Information Relevant and Reliable? Evidence from Capital Market Research,” *Accounting and Business Research*, Vol. 37, Special Issues: International Accounting Policy Forum, pp. 19-30.
- Morris, C. S. and G. H. Sellon, Jr.[1991], “Market Value Accounting for Banks: Pros and Cons,” *Economic Review*, Federal Reserve Bank of Kansas City, Vol. 76, No. 2, pp. 5-19.
- Nissim, D.[2007], Occasional Paper Series, *Fair Value Accounting in the Banking Industry*, Center for Excellence in Accounting and Security Analysis (CEASA).
- 大塚成男[2006]「自己創設無形資産の否定—『コア預金取扱権 (CDI)』を題材として—」, 伊藤邦雄編『無形資産の会計』中央経済社, 250-265 頁.
- Penman, S. H.[2007], “Financial Reporting Quality: Is Fair Value a Plus or a Minus?,” *Accounting and Business Research*, Vol. 37, Special Issues: International Accounting Policy Forum, pp. 33-44.
- Swieringa, R. J.[1997], “Challenges to the Current Accounting Model: Some Profound and Thoughtful Observations for the Next 100 Years,” *The CPA Journal*, Vol. 67, No. 1, pp. 26-30 and 32.
- 高寺貞男・草野真樹[2007]「公正価値オプションの制限による混合属性会計の再制度化」『企業会計』第 59 巻第 6 号, 118-129 頁.
- Thornton, F. A.[1989], “Bank Core Deposit Intangibles: A Conceptual View,” *Accounting Horizons*, Vol. 3, No. 2, pp. 85-91.
- Tschirhart, J., J. O’Brien, M. Moise and E. Yang[2007], “Bank Commercial Loan Fair Value Practices,” Working Paper.
- U. S. Department of the Treasury[1991], *Modernizing the Financial System: Recommendations for Safer, More Competitive Banks*, Government Printing Office.
- White, L. J.[1991], “The Value of Market Value Accounting for the Deposit Insurance System,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 6, No. 2 (New Series), pp. 289-302.